

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 入札等の手続きの変更について（お知らせ）

令和2年4月6日
神栖市契約管財課

このことについて、市内における新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたことを受けて、感染拡大防止対策に万全を期す観点から、神栖市における入札等の手続きに関して、本日より下記の通りとしますので、お知らせいたします。

なお、今回の取り扱いの変更期間については、当面の間とし、国県等の今後の対応に応じ、さらに変更が生じた場合には、改めてお知らせいたします。

記

1 入札に係る手続きについて

(1) 一般競争入札において、これまで持参入札で行ってきた案件（予定価格が事後公表の物品購入、賃貸借等）の入札方法について、そのすべてを持参入札から郵便入札に変更します。

この場合において、1回目の入札が不調になった場合の2回目の入札は、1回目の入札参加者に再度通知し、2回目も郵便入札で行うこととします。

(2) 指名競争入札において、入札方法を持参入札から原則郵便入札とします。また、建設工事や建設コンサルタント業務等、電子入札システムを利用可能な案件については、当該システムを利用することとします。

2 契約に係る手続きについて

(1) 開札後の契約手続きに必要な書類の受け渡しは、これまで持参での提出としていましたが、郵送での提出も可とします。

このうち、一般競争入札の事後審査に係る入札参加資格審査申請書等、提出期限を設けている書類については、郵送での提出を待たずに、電子メールやFAX送信での期限内受付を可とし、原本が郵送され次第差し替えることとします。

3 その他

(1) 入札参加者の入札会場への立ち会いは1社につき1人までとします。その他工事等の打合せ、検査等を行う場合は、最小限の人数で参加し、マスクの着用等、感染予防の対策にご協力をお願いいたします。

(2) 工事等の業務を履行中の事業者において感染者が確認された場合には、監督員等への迅速な情報連絡を行うとともに、保健所等の指導に従い、適切な措置を講じていただくようお願いいたします。

また、工期の延長や契約内容に変更が必要になる場合は、速やかに監督員等に連絡し、契約書に基づき適切に契約変更を行うものとします。

【お問合せ先】
神栖市企画部
契約管財課契約検査グループ
電話0299-90-1130